

文京区教育大綱の改定について

1 改定の考え方

平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）第1条の3には、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが規定されている。

大綱は、地教行法第1条の4により設置された総合教育会議において、区長及び教育委員会が協議・調整をしたうえで、区長が定めるものとなっており、本区では、平成27年に、総合教育会議での協議を経て、「文京区教育振興基本計画」（計画期間：平成26年度～30年度）を基本とした、「文京区教育大綱」（以下「大綱」という。）を策定している。

このたび、新たに教育施策の方向性を示す「教育委員会教育指針」（以下「教育指針」という。）が策定されたため、教育指針を踏まえた大綱の改定を検討する。

2 大綱の対象期間

大綱の期間は設定しないが、教育指針等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 大綱への記載事項

別紙1のとおり

大綱の主たる記載事項としては、地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられるため、教育指針の基本的な視点を記載したうえで、区における教育等に関する課題として、「『文の京』総合戦略」の主要課題の視点について追記を行う。

4 改定スケジュール（案）

令和2年12月10日	第1回総合教育会議	…大綱の改定について（改定の方向性）
令和3年1月14日	第2回総合教育会議	…大綱の改定について（内容決定）
1月下旬	庁議報告	（内容報告）
3月上旬	2月定例議会	総務区民委員会報告（内容報告）
3月下旬	公表	

教育指針の基本的な視点

視点1

持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成

持続可能な社会を切り拓く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教育活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育みます。

視点2

学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。また、「保・幼・小・中の連携・接続」や「特別支援教育」を推進します。

視点3

地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校（園）・家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を推進していきます。

視点4

子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質・能力向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校（園）生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の整備や学校施設の整備、子どもたちの課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。



課題（大綱への記載事項検討）

「放課後の居場所」の視点

育成室での待機児童が発生しており、年少人口は今後も増加が続くと見込まれています。

現在、児童館・育成室・都型学童クラブ・放課後全児童向け事業を実施していますが、今後も、児童・保護者がニーズに合わせたサービスを選択し、全ての児童が安心して遊びや学びなどの活動ができる居場所を提供していきます。

「青少年の健全育成」の視点

青少年が主体的に社会参加を図ることができる活動等の支援を行っています。

地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験などを通して、自立を促し、社会性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境を整備していきます。

「貧困対策」の視点

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進しています。

関係部署間の連携強化を図り、計画的に事業を推進し、必要な支援を実施していきます。

文京区教育大綱

文京区は、緑や歴史、文化、教育環境などに恵まれた「文の京^{ふみ みやこ}」です。本区では、これらの環境のもと、家庭、学校、地域等と連携し、子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、豊かな知性と確かな学力、他人を思いやる心を育み、豊かな人間性の育成に努めています。

また、文京区教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現をめざすとともに、文京区で暮らすすべての子どもたちの「生きる力」を育むため、『文京区教育振興基本計画』（平成26年3月策定）に基づき、様々な教育施策を展開しています。

『文京区教育大綱』においては、『文京区教育振興基本計画』に掲げる視点に、幼児期における教育・保育の充実、いじめ問題への対応、放課後の安全・安心な居場所づくりなどの取組を加えることで、教育委員会との密接な連携のもと、「文の京」の教育を一層充実させていきます。

●学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。

また、これらの取組が発達段階に応じ見通しをもって展開できるよう、保育園及び幼稚園、小学校、中学校における連携を推進し、教育内容の円滑な接続を図ります。

特に幼児期にあつては、従来の幼稚園や保育園における教育・保育の実施に加え、文京区立お茶の水女子大学こども園の開設、区立幼稚園の認定こども園化など多様な取組を進め、質の高い幼児教育・保育を提供します。

さらに、これらを実施する上で、障害がある、または教育上特別の支援を必要とする子どもたちには、障害の状態及び発達の段階や特性など、個の状況に応じた支援及び指導を通して一人ひとりの能力を伸ばすとともに、周囲の子どもたち等の障害に対する理解を促進し、社会において共に生きていくための取組を進めます。

いじめの問題は、児童・生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上で極めて重要な問題であり、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、その早期発見と早期対応に努めるとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

●地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

これまで実施してきた学校支援地域本部やコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、保育所・幼稚園・小中学校・家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を進めていきます。

特に、学校教育と家庭教育は、双方が連動して進むことにより、子どもたちの教育の質は高められていくため、相互がバランスよく機能するよう努めていきます。

また、区立小学校の施設等を有効活用し、保護者及び地域の大人をはじめとする事業体制を整え、子どもが安心して活動（遊びや学び）できる小学生を対象とした放課後の居場所を提供します。

●子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な保育所・幼稚園・小中学校生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の見直しや学校施設の整備、子どもたちの様々な課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

また、小・中学校における学校教育では、学校運営に適した学校規模が必要であり、中長期的なビジョンをもって適正な規模と適正な配置を確保していきます。

平成27年11月10日

文京区長 成澤 廣修